

事業所名 ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 許可番号(13-ユ-300724)

1. 取扱職種の範囲等 職種は 全職種 です。 地域は 国内 です。

2. 手数料に関する事項 求人者から徴収する手数料については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>1,000 円</u> ※ 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>100 %</u> ※ 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>100 %</u> ※ 手数料負担者は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 <u>0 円</u> 相談・助言終了時 <u>0 円</u> 成功報酬 <u>100 %</u> ※ 手数料負担者は 関係雇用主 とします。

※求職者からは手数料は徴収いたしません。

3. 返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度)を設けています。当事業所では、求職者が求人者に雇入れ後 3 カ月未満で自己都合により退社した場合は、次の基準により紹介手数料の一部を返還するものとします。但し、求人者の都合により退社した場合は、返還は無いものとします。

(1)雇入れ日から退職日までの期間が 1 ヶ月未満の場合 紹介手数料の 80%

(2)雇入れ日から退職日までの期間が 1 ヶ月を超え 3 ヶ月未満の場合 紹介手数料の 50%

返戻金制度は覚書により別の定めをする場合があります。また、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

4. 紹介した人材が不採用となった後の直接採用に関する事項

当事業所が紹介した人材が不採用となり、求人者が当事業所への不採用通知から起算して 3 ヶ月以内に当該人材を、求人者が直接採用したときは、当事業所の紹介によって雇用契約が成立したものと推定し求人者が当事業所へ紹介手数料を支払う。